



# 自転車の安全利用の促進!

## 自転車月間～関連メールマガジン第3号

### 自転車の安全利用に関する疑問?



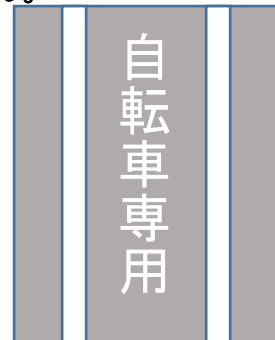
を解消しましょう!



～自転車専用通行帯など～

Q. 自転車専用通行帯って何ですか?

A. 道路標識・道路標示によって自転車の通行が指定されている部分をいいます。車道に「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

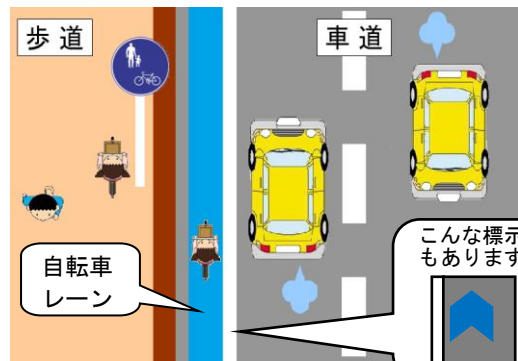


車道に縁石や柵などで区画された「自転車道」がある道路では、必ずその自転車道を通行しなければなりません。

Q. 宇部市内に「自転車専用通行帯」や「自転車道」がありますか?

A. 宇部市内には、「自転車専用通行帯」や「自転車道」の設置はありませんが、道路左側に青色で標示された「自転車レーン」の設置された場所があります。

自転車レーンは、公安委員会による交通規制ではなく、道路管理者によって設置されているものです。自転車レーンがある場所の歩道に、歩道通行可を示す標識等がある場合には、歩道を通行することもできます。



次号は、横断歩道の通行等について説明します!